

(別紙)

京都府学校給食用パン副資材納入業者選定要綱

(登録基準)

第2条 公益財団法人京都府学校給食会理事長（以下「理事長」という。）は、パン副資材の納入を希望する業者（京都府学校給食用一般物資納入業者選定要綱に基づき見積徴収予定業者として登録された業者、近畿共同購入学校給食用物資見積参加メーカー・業者、近畿地区学校給食会登録業者を除く。）のうち、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するとして認定したものを、見積徴収予定業者（以下「登録業者」という。）として登録する。

- (1) 府学給が指定した規格の物資を、正確な量目により納品できること。
- (2) 年度の途中で価格を変更しないこと。
- (3) 府学給が指定する日時と場所に搬入できること。
- (4) 府学給が作成する食品内容明細書に必要な情報を提供できること。
- (5) 府学給による衛生管理上の指導に従うこと。
- (6) 府学給が指示する食品検査を実施できること。
- (7) 会社経歴及び経営状況が正常かつ良好であること。
- (8) 納税義務が履行されていること。
- (9) 引き続いて2年以上同様の営業に従事していること。
- (10) 学校給食に深い理解を有し、協力的であること。
- (11) 施設設備が衛生的に管理されていること。
- (12) 従業員の衛生管理が十分に行われていること。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当したものであって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (14) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。